◇**食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令**（政令第六八号）（消費者庁）

1　消費者庁長官に委任されない権限

食品表示法（平成二五年法律第七〇号。以下「法」という。）第一五条第一項の政令で定める消費者庁長官に委任されない内閣総理大臣の権限は、法第四条第一項、同条第二項から第五項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）及び第一三条の規定による権限とすることとした。（第一条関係）

2　権限の委任

㈠　法に規定する財務大臣の権限の一部について国税庁長官に委任することとした。（第二条関係）

㈡　法に規定する農林水産大臣の権限の一部について地方農政局長に委任することとした。（第三条関係）

㈢　㈡の規定により国税庁長官に委任された権限の一部について国税局長等に委任することとした。（第四条関係）

3　都道府県等が処理する事務

㈠　法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部について都道府県知事が行うこととした。（第五条関係）

㈡　法第一五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務（酒類及び㈢で定める事項に係るものを除く。）の一部について都道府県知事が行うこととした。（第六条関係）

㈢　法第一五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務（アレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要と認められる事項に係るものに限る。）の一部について都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が行うこととした。（第七条関係）

㈣　㈢の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務の一部については、地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすることとした。（第七条関係）

4　施行期日等

㈠　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第三条～附則第一二条関係）

㈡　この政令は、法の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。

◇**社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第六九号）（厚生労働省）

社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成二六年法律第一一六号）（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二七年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二八年一月一日とすることとした。

政　令

計量法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十五号

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二第八号ハ中「二百八十円」を「二百四十円」に、「三百七十円」を「二百四十円」に、「四百十円」を「二百七十円」に、「六百七十円」を「四百三十円」に、「七百十円」を「四百六十円」に改め、同表の備考第三号中「うち、」の下に「同種の」を、「の額」の下に「（当該同種の電力量計がこの表の第八号ハに掲げるものである場合には、その電力量計に応ずる金額の二割の額）」を加える。

附　則

この政令は、平成二十七年三月七日から施行する。

経済産業大臣　宮沢　洋一

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十六号

水先法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第三十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表横浜川崎区の項中「船舶」の下に「（危険物積載船以外の船舶であつて総トン数一万トン未満のものにあつては、神奈川県多摩運河浮島橋、川崎北防波堤、同防波堤東端から東扇島北東端まで引いた線、同島北西端から扇島北東端まで引いた線、同島西端から三百二十九度七百十メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにこれに接続する運河水面を航行するものに限る。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年八月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

食品表示法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十七号

食品表示法の施行期日を定める政令

内閣は、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

食品表示法の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗

財務大臣　麻生　太郎

厚生労働大臣　塩崎　恭久

農林水産大臣　林　芳正

経済産業大臣　宮沢　洋一